ＮＥＸＣＯ西日本　個別施設計画
（道路施設）

令和　８年１０月

西日本高速道路株式会社

ＮＥＸＣＯ西日本　個別施設計画

１．道路施設の現状と課題

１）橋梁

西日本高速道路株式会社（以下、「ＮＥＸＣＯ西日本」という。）が管理する橋梁は令和８年３月３１日現在８，６２９橋であり、建設後の平均経過年数は約３８年、また、建設後５０年を越える橋梁数の割合は、現在の約２４％が、１０年後には約４１％、２０年後には約７３％を越え、高齢化が急速に進んでいる。

近年、経年劣化とともに、車両の大型化並びに大型車交通量の増加や、凍結防止剤の使用量の増加など、厳しい環境条件下で、高速道路本体構造物の劣化が顕在化してきていることから、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）、ライフサイクルコストの最小化、予防保全及び性能強化の観点を考慮し、高速道路資産の機能を長期にわたって健全に保つための、大規模更新及び大規模修繕（以下、「特定更新等工事」という。）の着実な実施が必要となる。

２）トンネル

ＮＥＸＣＯ西日本が管理する供用中のトンネルは令和８年３月３１日現在９５６本であり、建設後の平均経過年数は約３４年、また、建設後５０年を越えるトンネル本数の割合は、現在の約６％が、１０年後には約１８％、２０年後には約６１％となり、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、コンクリート片の剥落などの事象が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

また、近年、設計・施工基準の変遷などにより旧基準により設計・施工されたことや、地盤材料の風化・劣化などの理由から、これまで明確になっていなかったトンネル内空の変状などの新たな変状リスクが顕在化してきており、特定更新等工事の着実な実施が必要となる。

３）大型の構造物等

３－１）シェッド、大型カルバート

ＮＥＸＣＯ西日本が管理するシェッド・大型カルバートは令和８年３月３１日現在１，４２９箇所（シェッド１箇所、大型カルバート１，４２８箇所）であり、建設後の平均経過年数は約３４年、また、建設後５０年を越えるものの割合は、現在の約１４％が、１０年後には約２７％、２０年後には約６５％を越え、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、近年、部材の剥落などの事象が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

３－２）横断歩道橋

ＮＥＸＣＯ西日本が管理する横断歩道橋は令和８年３月３１日現在８橋であり、建設後の平均経過年数は約５４年、また、建設後５０年を越える横断歩道橋数の割合は、現在約７５％であり、高齢化が進んでいる状況である。

更に、近年、一部の横断歩道橋に腐食などの損傷が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

３－３）門型標識等

ＮＥＸＣＯ西日本が管理する門型標識等は令和８年３月３１日現在１，８１８基（門型式（オーバーヘッド式）の道路標識１，４３２基、道路情報提供装置（収集装置含む）３８６基）であり、建設後の平均経過年数は約２９年、また、建設後５０年を越えるものの割合は、現在の約１３％が、１０年後には約１８％、２０年後には約４０％を越え、高齢化が急速に進んでいく状況である。

更に、近年、一部の門型標識等に著しい腐食などの損傷が散見され、定期点検による確実な状態把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）の必要性に迫られている。

２．計画期間

５年に１回の定期点検サイクルを踏まえるとともに、インフラ長寿命化計画（行動計画）の計画期間に合わせ、令和７年度までとする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。

３．道路施設のメンテナンスサイクルの基本的な考え方

橋梁、トンネル等の点検については、保全点検要領（構造物編）に基づき、５年に１度、近接目視による点検を実施し、トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号）に合わせた区分に分類している。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

（トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 426 号））

点検・診断の結果、判定区分Ⅳの施設は緊急に措置を行い、判定区分Ⅲの施設は次回点検までに措置を行う。

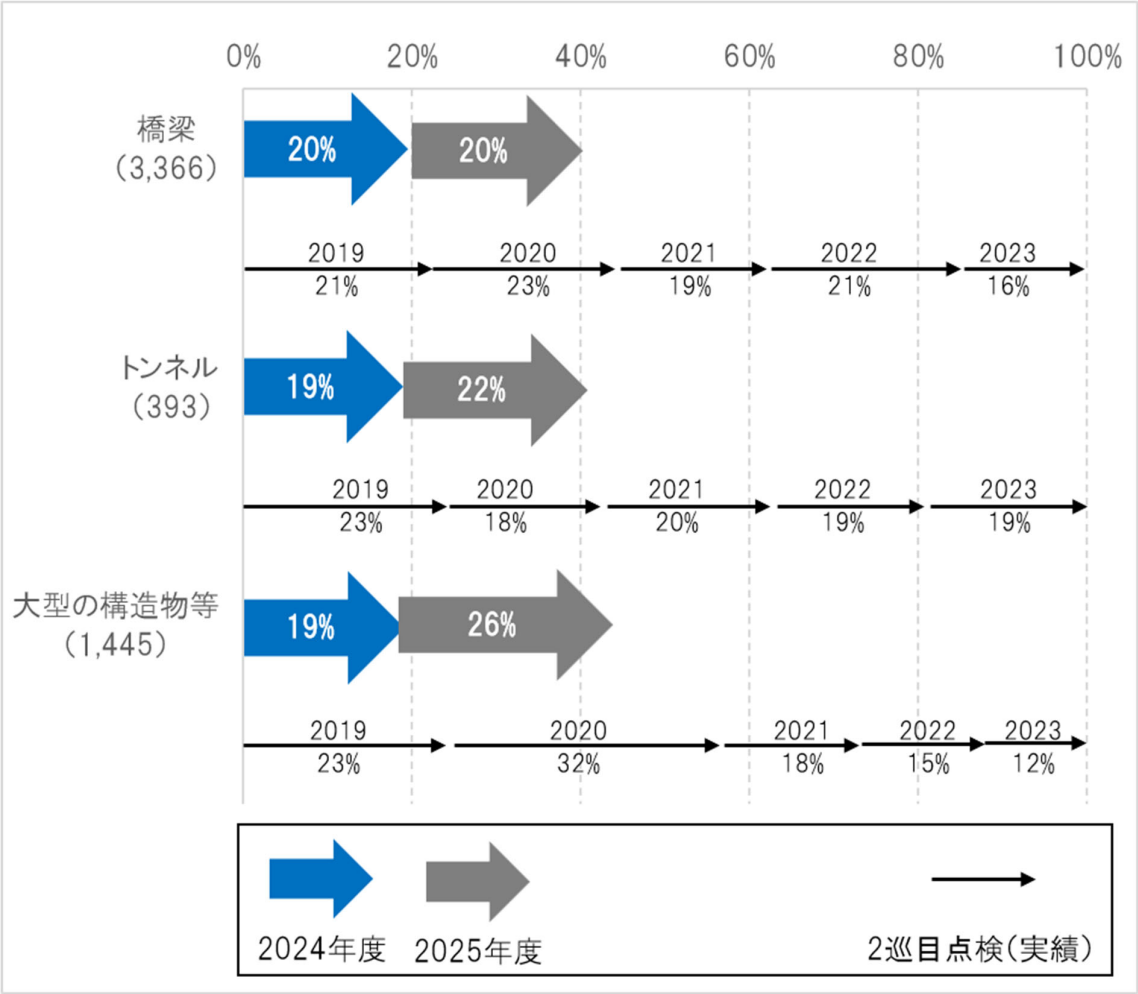
措置の実施にあたっては、各施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）を踏まえつつ、お客さまへの影響を最小化するよう優先順位を決定し、維持作業、修繕工事、特定更新等工事により合理的に行う。

４．施設の状態

４．１　３巡目（令和６～７年度）の点検実施状況

３巡目（令和６～７年度）の累積点検実施率は、橋梁４０％、トンネル４１％、大型の構造物等４５％となっている。

○３巡目（令和６～７年度）の点検実施率



※（　）内は令和６～７年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

	管理施設数	うち点検対象施設数※１	点検実施数	点検実施率※２
橋梁	8,629	8,590	3,366	40%（44%）
トンネル	956	948	393	41%（41%）
大型の構造物等	3,255	3,210	1,445	45%（55%）

※１：令和８年３月末時点の施設数のうち、供用後５年以内などを除いた施設数の合計

※２：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（　）内は、２巡目（令和元～２年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度ごとの合計値とは一致しない場合がある。

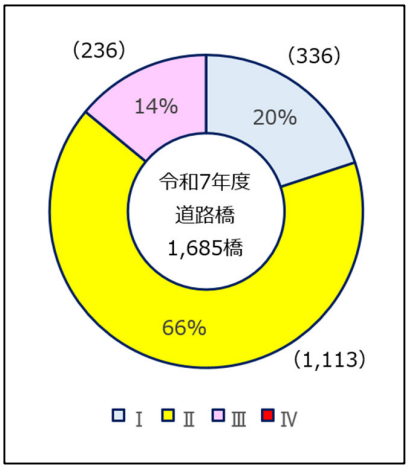
４．２　令和７年度の点検結果

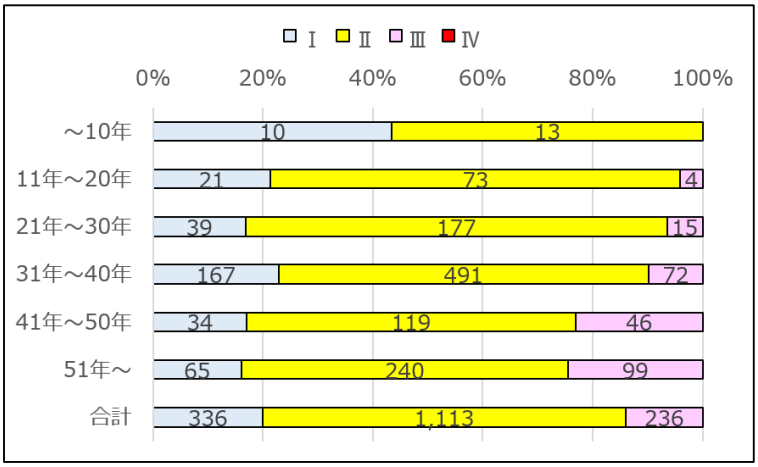
令和７年度に実施した点検の結果は以下のとおり。

１）橋梁

ＮＥＸＣＯ西日本で管理する橋梁８，６２９橋のうち、令和７年度は１，６８５橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：３３６橋、Ⅱ：１，１１３橋、Ⅲ：２３６橋、Ⅳ：０橋となっている。

○判定区分と建設経過年度（道路橋）

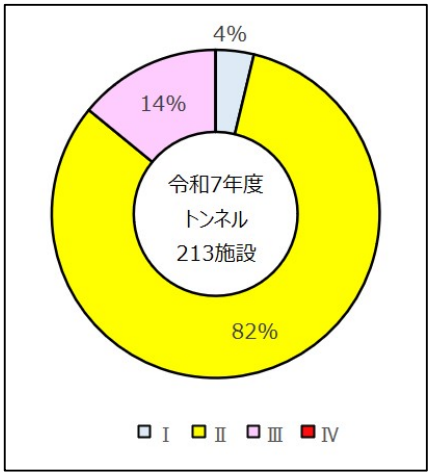


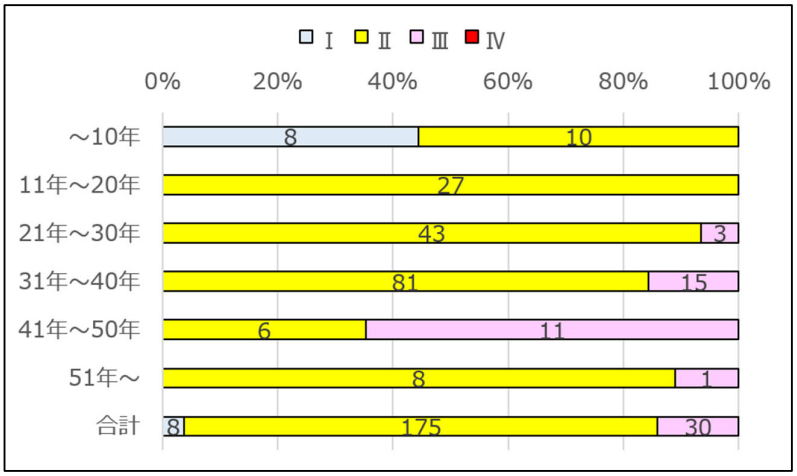


２）トンネル

ＮＥＸＣＯ西日本で管理するトンネル９５６施設のうち、令和７年度は２１３施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：８本、Ⅱ：１７５本、Ⅲ：３０本、Ⅳ：０本となっている。

○判定区分と建設経過年度（トンネル）



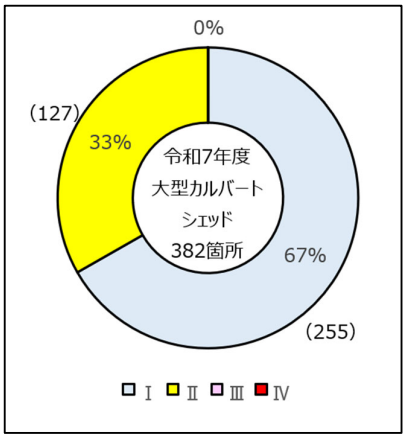


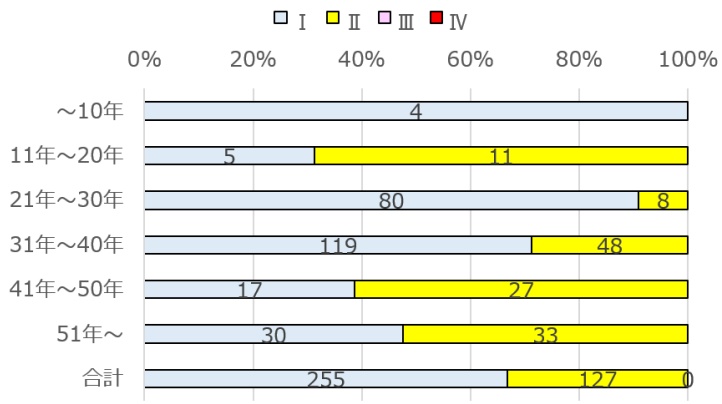
３）大型の構造物等

３－１）大型の構造物等　（シェッド、大型カルバート等）

ＮＥＸＣＯ西日本が管理するシェッド・大型カルバート等１，４２９箇所のうち、令和７年度は３８２箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：２５５箇所、Ⅱ：１２７箇所、Ⅲ：０箇所、Ⅳ：０箇所となっている。

○判定区分と建設経過年度（シェッド、大型カルバート等）

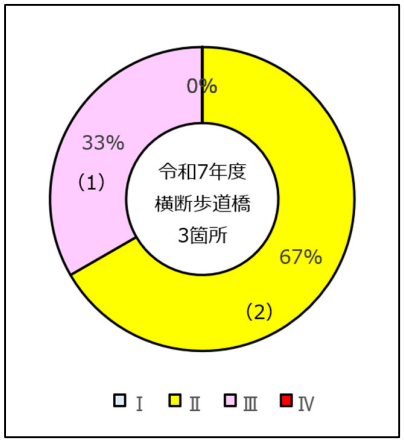


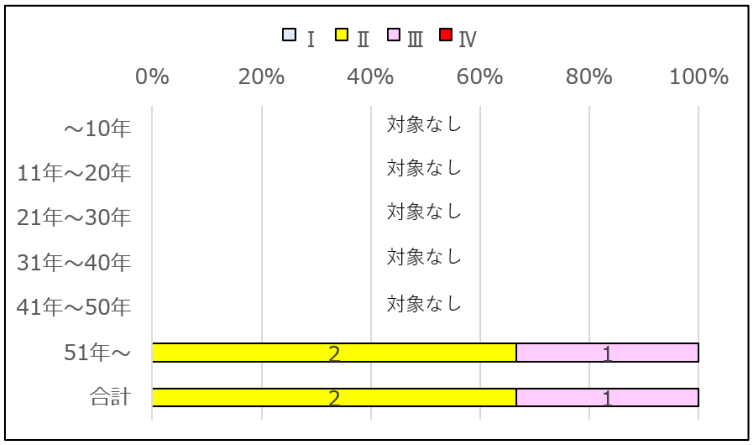


３－２）横断歩道橋

ＮＥＸＣＯ西日本が管理する横断歩道橋８橋のうち、令和７年度は３橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅱ：２箇所、Ⅲ：１箇所となっている。

○判定区分と建設経過年度（横断歩道橋）

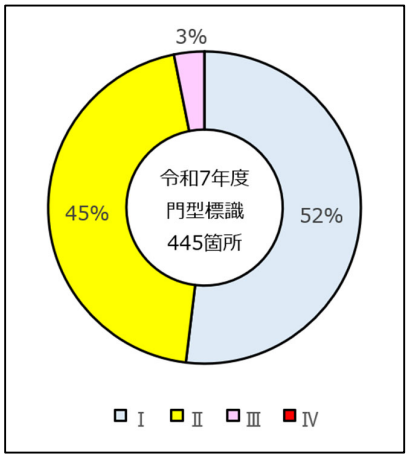


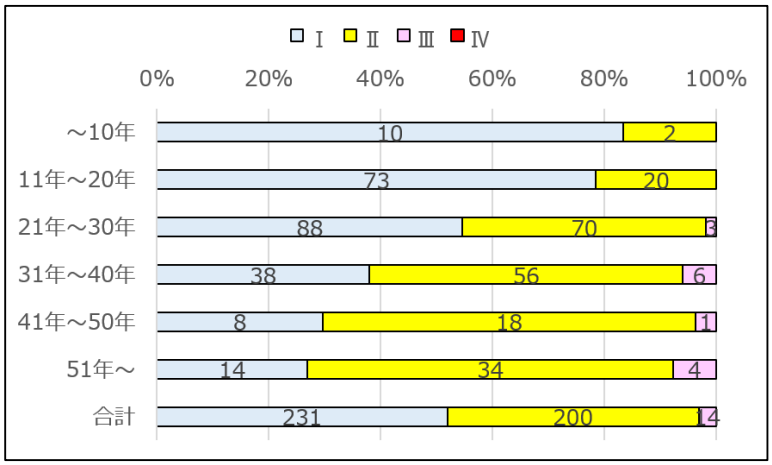


３－３）門型標識等

ＮＥＸＣＯ西日本が管理する門型標識等１，８１８基のうち、令和７年度は４４５基について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ：２３１基、Ⅱ：２００基、Ⅲ：１４基、Ⅳ：０基となっている。

○判定区分と建設経過年度（門型標識等）

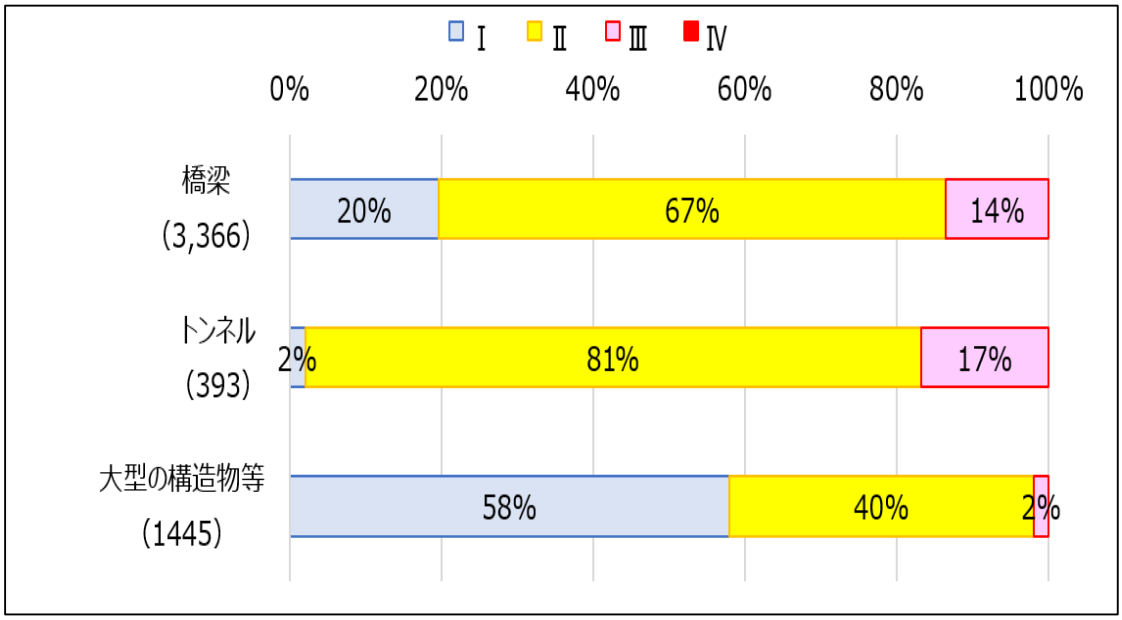




４．３　３巡目（令和６～７年度）の点検結果

３巡目（令和６～７年度）に点検を実施した施設の判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ　20%、Ⅱ　67%、Ⅲ　14%、Ⅳ　0%、トンネル：Ⅰ　2%、Ⅱ　81%、Ⅲ　17%、Ⅳ　0%、大型の構造物等：Ⅰ　58%、Ⅱ　40%、Ⅲ　2%、Ⅳ　0%となっている。

○橋梁・トンネル・大型の構造物等の判定区分の割合



※（　）内は令和６～７年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

	点検実施数	判定区分（上段：実数、下段：割合）			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	3,366	663	2248	455	0
		20%	67%	14%	0%
トンネル	393	8	319	66	0
		2%	81%	17%	0%
大型の構造物等	1,445	837	580	28	0
		58%	40%	2%	0%

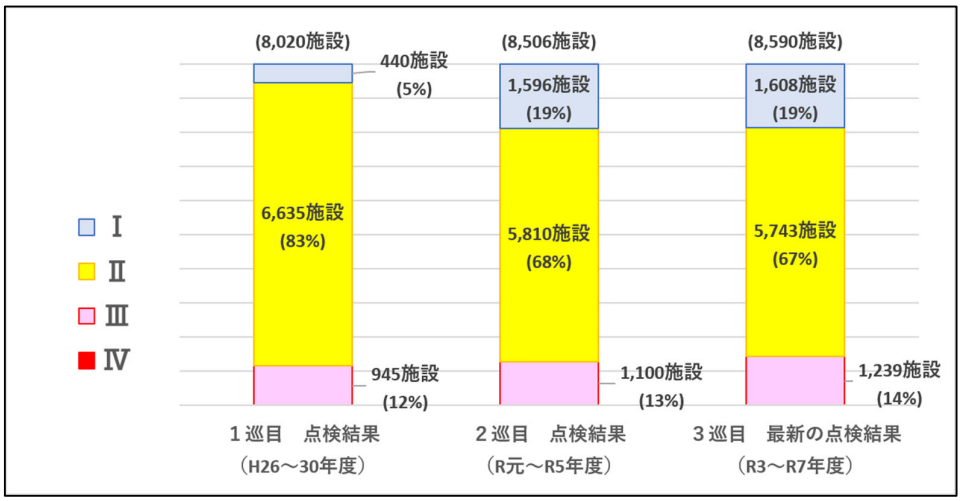
４．４　過年度の点検（平成２６～令和７年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

１）橋梁

１巡目の点検（平成２６～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ　5%、Ⅱ　83%、Ⅲ12%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの橋梁は 945 橋であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における判定区分の割合はⅠ19%、Ⅱ　67%、Ⅲ14%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの橋梁は　1,239 橋であった。

○橋梁の判定区分の遷移状況



※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

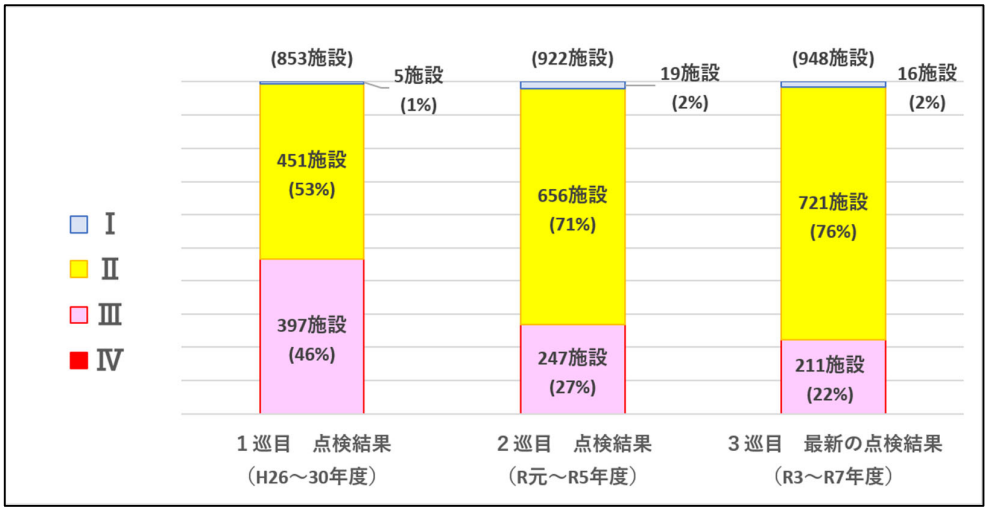
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

２）トンネル

１巡目の点検（平成２６～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ　1%、Ⅱ　53%、Ⅲ46%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲのトンネルは　397 施設であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における判定区分の割合はⅠ2%、Ⅱ　76%、Ⅲ22%、Ⅳ　0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲのトンネルは 211 施設であり、年々判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネル数は着実に減少している。

○トンネルの判定区分の遷移状況



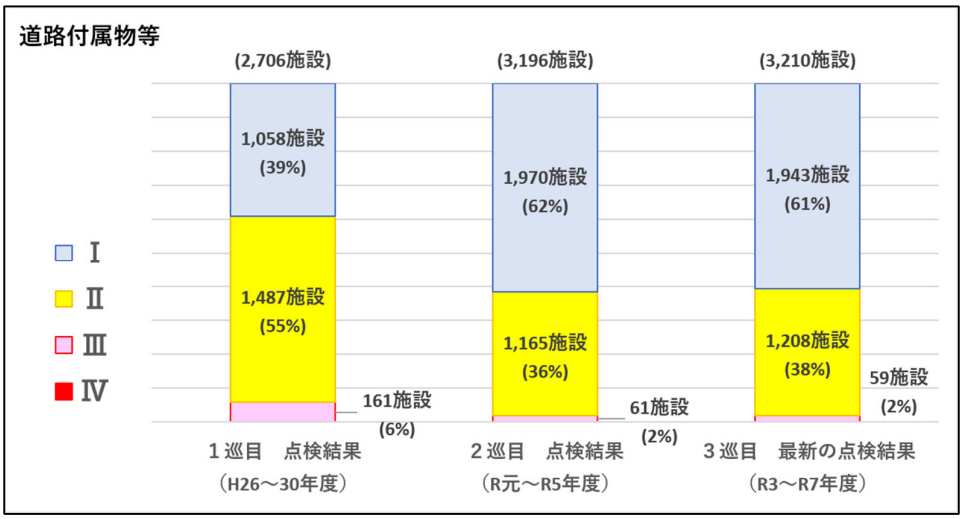
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

３）大型の構造物等

１巡目の点検（平成２６～３０年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 39%、Ⅱ 55%、Ⅲ6%、Ⅳ 0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの大型の構造物等は 161 施設であった。

１巡目点検終了時点と比較すると令和７年度末時点における判定区分の割合はⅠ60%、Ⅱ 38%、Ⅲ2%、Ⅳ 0.0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲの大型の構造物等は 59 施設であり、年々判定区分Ⅲ・Ⅳの大型の構造物数は着実に減少している。

○大型の構造物等の判定区分の遷移状況



※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

４．５ 判定区分Ⅲ・Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

１）橋梁

１巡目（平成２６～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００%、措置の完了率は９４%となっている。

２巡目（令和元～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は７８%、措置の完了率は５７%となっている。

３巡目（令和６～７年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１０%、措置の完了率は４%となっている。

○橋梁の修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数 A※１	措置に着手済の施設数 B※２（B/A）	措置完了済の施設数 C※３（C/A）
１巡目 （平成 26～30 年度）	９４５	９４５ （１００％）	８９３ （９４％）
２巡目 （令和元～5 年度）	１，１００	８６１ （７８％）	６２９ （５７％）
３巡目 （令和 6～7 年度）	４５５	４６ （１０％）	１６ （４％）

※１：１巡目・２巡目・３巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手した橋梁数。

※３：措置完了済みとは、修繕・更新等を完了した橋梁数。

２）トンネル

１巡目（平成２６～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断されたトンネルについて、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００％、措置の完了率は９９％となっている。

２巡目（令和元～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断されたトンネルについて、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は８２％、措置の完了率は７３％となっている。

３巡目（令和６～７年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断されたトンネルについて、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１１％、措置の完了率は１１％となっている。

○トンネルの修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数 A※１	措置に着手済の施設数 B※２（B/A）	措置完了済の施設数 C※３（C/A）
１巡目 （平成 26～30 年度）	３９７	３９７ （１００％）	３９５ （９９％）
２巡目 （令和元～5 年度）	２４５	２０２ （８２％）	１８０ （７３％）
３巡目 （令和 6～7 年度）	６６	７ （１１％）	７ （１１％）

※１：１巡目・２巡目・３巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣのトンネル数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手したトンネル数。

※３：措置完了済みとは、修繕・更新等を完了したトンネル数。

３）大型の構造物等

１巡目（平成２６～３０年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された大型の構造物等について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１００％、措置の完了率は１００％となっている。

２巡目（令和元～５年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された大型の構造物等について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は７９％、措置の完了率は８０％となっている。

３巡目（令和６～７年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された大型の構造物等について、令和７年度末時点で、修繕等の措置に着手した割合は１４％、措置の完了率は１１％となっている。

○大型の構造物等の修繕等措置の実施状況

点検年度	措置が必要な施設数 A※１	措置に着手済の施設数 B※２ (B/A)	措置完了済の施設数 C※３ (C/A)
１巡目 （平成 26～30 年度）	１６８	１６８ （１００％）	１６８ （１００％）
２巡目 （令和元～5 年度）	６２	４９ （７９％）	５０ （８０％）
３巡目 （令和 6～7 年度）	２８	４ （１４％）	３ （１１％）

※１：１巡目・２巡目・３巡目点検における判定区分Ⅲ又はⅣの大型の構造物等数。（ただし判定区分Ⅳは無い）

※２：措置に着手済とは、設計に着手した大型の構造物等数。

※３：措置完了済みとは、修繕・更新等を完了した大型の構造物等数。

５．点検の計画

令和８年度までの点検は、令和５年度までに省令に基づく２巡目の点検を完了し、令和６年度から３巡目の点検を実施中。

構造物名	単位	インフラ長寿命化計画〔第１次〕	インフラ長寿命化計画〔第２次〕						
		省令点検２巡目					省令点検３巡目		
		R1年度 実績	R2年度 実績	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 計画
橋梁	橋	1,815	1,939	1,640	1,744	1,368	1,681	1,685	1,464
トンネル	本	216	167	183	178	178	180	213	188
シェッド	箇所	1	0	0	0	0	1	0	0
大型カルバート	箇所	445	510	195	162	104	293	382	189
歩道橋	橋	2	3	0	1	2	2	3	0
門型標識	基	294	499	388	302	288	319	445	373
合計	**施設**	**2,773**	**3,118**	**2,406**	**2,387**	**1,940**	**2,476**	**2,728**	**2,214**

６．修繕等措置の計画

判定区分Ⅲの施設は次回点検までに修繕等の措置を行う。このため、点検１巡目で確認された判定区分Ⅲの施設は令和５年度までに、点検２巡目で確認された判定区分Ⅲの施設は令和１０年度までに、令和７年度までに確認された判定区分Ⅲの施設は令和１２年度までに全て措置を行う計画としている。

点検年度	構造物	単位	健全度Ⅲ構造物数	補修実績数												補修計画数					計
				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
H26	橋梁	橋	94	16	13	11	18	14	22												223
	トンネル	箇所	79	0	18	42	9	6	4												
	シェッド	基	0	0	0	0	0	0	0												
	大型カルバート	基	43	1	17	7	13	1	4												
	歩道橋	基	0	0	0	0	0	0	0												
	門型標識	基	7	0	1	4	2	0	0												
H27	橋梁	橋	162		9	33	19	19	25	57											386
	トンネル	箇所	160		4	68	69	5	9	5											
	シェッド	基	0		0	0	0	0	0	0											
	大型カルバート	基	60		4	21	28	2	2	3											
	歩道橋	基	0		0	0	0	0	0	0											
	門型標識	基	4		0	0	4	0	0	0											
H28	橋梁	橋	125			6	13	20	9	45	32										207
	トンネル	箇所	71			3	42	19	2	1	4										
	シェッド	基	0			0	0	0	0	0	0										
	大型カルバート	基	6			0	1	3	1	1	0										
	歩道橋	基	0			0	0	0	0	0	0										
	門型標識	基	5			0	4	0	0	1	0										
H29	橋梁	橋	275				20	51	19	13	29	143									343
	トンネル	箇所	43				0	8	20	1	1	13									
	シェッド	基	0				0	0	0	0	0	0									
	大型カルバート	基	12				0	2	3	2	4	1									
	歩道橋	基	0				0	0	0	0	0	0									
	門型標識	基	13				2	6	3	1	1	0									
H30	橋梁	橋	289					3	6	34	20	177	49								351
	トンネル	箇所	44					2	1	19	0	18	4								
	シェッド	基	0					0	0	0	0	0	0								
	大型カルバート	基	7					0	3	0	2	0	2								
	歩道橋	基	0					0	0	0	0	0	0								
	門型標識	基	11					0	0	5	3	0	3								
R1	橋梁	橋	220						13	8	18	101	54	26							305
	トンネル	箇所	63						33	1	4	11	5	9							
	シェッド	基	1						0	1	0	0	0	0							
	大型カルバート	基	13						6	0	2	4	0	1							
	歩道橋	基	0						0	0	0	0	0	0							
	門型標識	基	8						2	0	5	1	0	0							
R2	橋梁	橋	190							0	19	68	37	38	28						246
	トンネル	箇所	41							0	2	23	11	1	4						
	シェッド	基	0							0	0	0	0	0	0						
	大型カルバート	基	2							0	1	1	0	0	0						
	歩道橋	基	0							0	0	0	0	0	0						
	門型標識	基	13							0	4	5	1	0	3						
R3	橋梁	橋	198								5	60	34	35	18	46					248
	トンネル	箇所	42								6	14	2	3	6	11					
	シェッド	基	0								0	0	0	0	0	0					
	大型カルバート	基	2								0	1	0	0	1	0					
	歩道橋	基	0								0	0	0	0	0	0					
	門型標識	基	6								0	0	4	0	0	2					
R4	橋梁	橋	267									17	79	53	36	30	52				331
	トンネル	箇所	57									7	29	1	8	9	3				
	シェッド	基	0									0	0	0	0	0	0				
	大型カルバート	基	1									0	0	1	0	0	0				
	歩道橋	基	0									0	0	0	0	0	0				
	門型標識	基	6									0	1	0	0	0	5				
R5	橋梁	橋	231										17	74	19	16	52	53			283
	トンネル	箇所	42										0	5	3	2	10	22			
	シェッド	基	0										0	0	0	0	0	0			
	大型カルバート	基	1										1	0	0	0	0	0			
	歩道橋	基	0										0	0	0	0	0	0			
	門型標識	基	9										0	4	5	0	0	0			
R6	橋梁	橋	219											5	14	15	17	70	98		268
	トンネル	箇所	36											0	7	4	4	16	5		
	シェッド	基	0											0	0	0	0	0	0		
	大型カルバート	基	1											0	0	0	1	0	0		
	歩道橋	基	0											0	0	0	0	0	0		
	門型標識	基	12											0	3	4	1	2	2		
R7	橋梁	橋	236												2	4	21	52	52	105	281
	トンネル	箇所	30												0	1	1	12	6	10	
	シェッド	基	0												0	0	0	0	0	0	
	大型カルバート	基	0												0	0	0	0	0	0	
	歩道橋	基	1												0	0	0	0	1	0	
	門型標識	基	14												0	4	4	1	2	3	
合計		施設	3,472	17	66	195	244	161	187	198	162	665	333	256	157	148	171	228	166	118	3,472

７．コスト縮減・新技術の活用等

計画期間に行う点検・診断、修繕・更新等は、コスト縮減や新技術の積極的な活用を踏まえた計画としている。

具体的な取り組みは以下のとおり。

１）点検・診断

・無人航空機（ＵＡＶ）
・高解像度カメラ
・偏光フィルタを採用した赤外線カメラ（従前の赤外線カメラと異なり昼夜間問わず使用可能）
・トンネル覆工画像撮影
・変状抽出 AI を活用した診断支援　等

２）修繕・更新等

・半断面床版取替
・橋梁レベリング層用グースアスファルト（防水層）
・超高耐久床版（Dura-Slab®）を使用した床版取替
・高弾性アスファルト混合物（HiMA）を使用した舗装補修
・移動式防護柵を使用した対面通行規制（規制時間の短縮）　等

８．対策の費用

高速道路事業は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」という。）との協定に基づき、維持管理・更新等に係る事業を実施しており、現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、令和５３年度（２０７１年度）までの維持管理費、修繕費及び令和１１年度（２０２９年度）までの先行特定更新等工事費、令和２０年度（２０３８年度）までの後行特定更新等工事費が定められている。

機構との協定に基づく事業費の例（単年度）

	維持管理費	修繕費等
2026 年度（現　　在）	１，０８１億円	８，００５億円
2036 年度（１０年後）	７６１億円	４５４億円
2041 年度（１５年後）	７５５億円	４３９億円
2046 年度（２０年後）	７４８億円	４３６億円

※修繕費等には、先行特定更新等工事、後行特定更新等工事を含む（税抜額）

９．個別施設の計画

個別施設の点検計画及び修繕計画は別添のとおり。